

修正 年月	国の動向等	主な修正概要等	修正内容
平成 24 年度 (平成 25 年2 月修正 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ H24.3 震災6ヶ月の検証</li> <li>○ H24.6 災害対策基本法第1弾改正</li> <li>○ H24.9 防災基本計画の修正</li> </ul>	<p>(地震災害対策編・津波災害対策編)</p> <p>1 構成の見直し</p> <p>2 「減災」に向けた対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 津波に強いまちの形成</li> <li>(2) 津波避難計画の作成</li> <li>(3) 地震に強いまちの形成</li> <li>(4) 地震の揺れによる被害の軽減対策</li> <li>(5) 高層建築物における安全対策</li> <li>(6) 液状化対策</li> </ul> <p>3 津波避難等の災害応急対策、災害復旧・復興対策を迅速かつ円滑に行うための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難指示等の伝達体制の整備</li> <li>(2) 防災体制の整備</li> <li>(3) 防災拠点等の整備</li> <li>(4) 医療救護体制の整備</li> <li>(5) 緊急輸送体制の整備</li> <li>(6) 避難対策</li> <li>(7) 避難収容対策</li> <li>(8) 食料、飲料水、及び生活物資の確保</li> </ul>	<p>1 (1) 「震災対策編」及び「日本海溝特措法編」を「地震災害対策編」及び「津波災害対策編」に再編</p> <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) イ 津波避難を考慮した土地計画・施設配置 □ 地域防災計画・都市計画の計画相互の有機的連携</li> <li>(2) イ 具体的かつ実践的な津波避難計画の策定及び周知徹底 □ 多様な主体の参画による地域ごとの避難計画策定支援</li> <li>(3) イ 地震に強い都市構造の形成</li> <li>(4) イ ブロック塀等の安全対策、非構造部材の脱落防止対策の強化</li> <li>(5) イ エレベーターによる閉じ込め防止対策 □ 高層建築物における長周期震動対策及び居住者に対する啓発</li> <li>(6) イ 浅部の地盤データ収集及びデータベースの充実 □ 液状化に有効な基礎構造等についての県民への情報提供 ハ 液状化ハザードマップの作成</li> </ul> <p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) イ 避難指示等の発令基準の設定 □ 多様な情報伝達手段・確実な伝達方法の確保、プッシュ型の情報伝達 ハ 迅速・的確な避難行動に結びつけるような表現方法や内容等の検討</li> <li>(2) イ 防災担当職員の育成・人材確保対策 □ 業務継続計画(BCP)の策定、定期的な訓練による点検、評価及び検証 ハ 水防本部の設置と応急対策の明記 ニ 職員の安否確認の実施</li> <li>(3) イ 庁舎等の設置場所の見直し □ 総合的な防災気泡を有する拠点・街区の整備、自家発電及び燃料備蓄、及び点検・訓練の実施</li> <li>(4) イ 県災害医療コーディネーターの設置 □ 市町村の医療救護体制の整備 ハ 災害時の情報連絡体制の整備 ニ 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</li> <li>(5) イ 緊急輸送ネットワークの形成 □ 臨時ヘリポートの確保、建物屋上の対空表示の整備</li> <li>(6) イ 徒歩待避の原則の周知、やむを得ない場合の自動車での避難方策の検討 □ 避難場所、避難路、避難ビル、避難所の整備と確保 ハ 防災対応や避難誘導・支援にあたる者の安全確保 ニ 児童・生徒、幼児等の保護者への引き渡しルールの徹底</li> <li>(7) イ 帰宅困難者対策の基本原則の周知 □ 孤立集落における通信途絶の防止</li> <li>(8) イ 飲料及び生活物資等の十分な備蓄量の確保、輸送体制の整備 □ 燃料の調達・供給体制の整備</li> </ul>

修正 年月	国の動向等	主な修正概要等	修正内容
平成 24 年度（平成 25年 2月 修正）		<p>4 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化 (1) ボランティアの受入れ</p> <p>(2) 相互応援体制の整備</p> <p>5 被災者等への適時・的確な情報伝達 (1) 被災者等への情報伝達体制等の整備</p> <p>(2) 災害広報活動</p> <p>6 自助・共助による取組みの強化 (1) 防災知識の普及</p> <p>(2) 防災訓練の充実</p> <p>(3) 自主防災組織の育成</p> <p>7 二次災害の防止 (1) 防災用資機材等の整備</p> <p>(2) 津波による出火防止・火災予防の徹底</p> <p>(3) 二次災害の防止</p> <p>8 迅速かつ適切な災害廃棄物処理 (1) 災害廃棄物の処理</p> <p>9 災害時要援護者対応 (1) 避難対策</p> <p>(2) 避難収容対策</p> <p>(3) 災害時要援護者・外国人対策</p>	<p>4</p> <p>(1) イ 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) イ 応援計画や受援計画等の受入体制の整備 ロ 遠方の地方公共団体との協定締結 ハ 県による市町村への応援及び職員派遣 ニ 協定締結期間との非常時連絡手段の確保 ホ 要請を待たないプッシュ型の物資供給 ヘ 資機材及び施設等の相互利用等に関する応援体制の充実 ト 救援活動拠点の確保及び候補地のリスト化 チ 関係団体との連携強化及び民間事業者のノウハウ活用</p> <p>5</p> <p>(1) イ 被災者等への多様な伝達手段の確保</p> <p>(2) イ 正確な情報提供による社会的混乱の防止 ロ 居住に関する支援制度に関する情報提供</p> <p>6</p> <p>(1) イ 避難行動に関する知識や津波の特性等に関する知識 ロ 家庭内での予防・安全対策 ハ 地域の実情に応じた学校安全計画、児童・生徒等に対する防災教育 ニ 県民による災害教訓の伝承、防災活動への参加による防災意識の向上 ホ 防災指導員の養成及び活動の推進 ヘ 災害教訓の伝承</p> <p>(2) イ 防災訓練における訓練内容の明確化と訓練成果の取りまとめ ロ 具体的勝実践的な訓練の実施 ハ 学校・企業における防災訓練の明記 ニ 避難所運営訓練の実施</p> <p>(3) イ 自主防災組織の育成・指導及び女性の参画の促進 ロ 災害時要援護者の情報把握と共有</p> <p>7</p> <p>(1) イ 地域内での防災用資機材等の確保対策</p> <p>(2) イ 津波による火災予防対策検討の指導</p> <p>(3) イ 余震・誘発地震への対応 ロ 海岸漂着危険物への対応 ハ 有害物質等への対応 ニ 風評被害等の軽減対策</p> <p>8</p> <p>(1) イ 災害廃棄物の計画的な処理の実施 ロ 建築物の解体等による石綿の飛散防止 ハ 海に流出した災害廃棄物の処理</p> <p>9</p> <p>(1) イ 要援護者の避難誘導・救助の優先、及び避難後の要援護者支援方策の検討</p> <p>(2) イ 避難が長期化する場合の要援護者への配慮</p> <p>(3) イ 要援護者避難支援プランの策定 ロ 要援護者の所在情報の整備 ハ 福祉避難所の確保 ニ 要援護者の特性に配慮した通信手段の普及 ホ 外国人向けの相談体制及び多言語による情報提供等 ヘ 要援護者自身の備え</p>

修正 年月	国の動向等	主な修正概要等	修正内容
平成 24 年度 (平成 25 年 2 月 修正 )		<p>10 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化, 補完的機能の充実 (1) 情報通信網の整備</p> <p>11 複合災害の考慮 (1) 複合災害対策</p> <p>12 多様な主体の参画による防災対策の確立 (1) 男女共同参画等</p> <p>13 円滑な復旧・復興 (1) 教育活動  (2) 復旧・復興支援  (3) 災害対応の検証</p>	<p>10  (1) イ 情報伝達ルートの多重化 □ 通信等設備の耐震・耐浪化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化 ハ テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等の伝達手段の多様化</p> <p>11  (1) イ 複合災害の応急対策への備え □ 複合災害に関する防災活動 ハ 複合災害発生時の体制</p> <p>12  (1) イ 防災訓練での男女双方の視点への配慮 □ 避難所運営への女性参画推進 ハ 応急仮設住宅の管理への女性の参画推進 ニ 復旧・復興への女性や要援護者の参画促進</p> <p>13  (1) イ 被災した児童・生徒及び教職員の心身の健康管理 □ 被災した生徒の修学支援 ハ 児童・生徒の通学手段の確保</p> <p>(2) イ 必要に応じた災害復興基金の設立等 □ 生活再建支援、住宅復旧支援 ハ 住民の安全と環境保全に配慮した防災まちづくりの推進 ニ 学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成</p> <p>(3) イ 大規模災害発生時の災害対応における問題・課題の抽出 □ 部局横断的な検証部会の設置及び外部有識者を加えた検証委員会の検討 ハ 検証結果の地域防災計画・各種マニュアル等への反映</p>
(平成 26 年 2 月 修正 )	<p>○ H25.6 災害対策基本法第2弾改正 ○ H25.6 大規模災害からの復興に関する法律 ○ H25.8 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 ○ H25.8 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針 ○ H26.1 防災基本計画の修正</p>	<p>(地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編)</p> <p>1 平素からの防災への取組の強化 (1) 基本理念の反映  (2) 地区防災計画  (3) 各主体の責務</p> <p>2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保 (1) 指定緊急避難場所の指定</p>	<p>1  (1) 平成25年6月改正の災害対策基本法及び平成26年1月修正の防災基本計画(以下「改正対法等」という。)において、「減災の考え方」「自助・共助・公助」「ハード・ソフトの組合せ、不断の見直し」等の「基本理念」が明確化されたことを踏まえ、現在の県地域防災計画の「基本方針」について、必要な箇所を修正</p> <p>(2) 改正対法等において、自発的な防災活動を促進しボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、市町村内の居住者等からの提案等によるコミュニティレベルの計画である「地区防災計画」を市町村地域防災計画に定めることが可能とされた。これを踏まえ、県地域防災計画第2章の「自主防災組織の育成」の節に地区防災計画の規定を追加し、節名を「地域における防災体制」に変更</p> <p>(3) 改正対法等において、地域の住民、企業、ボランティア、関係団体等多様な主体が協働して災害対策に取り組むよう各主体の責務が明確化されたことを踏まえ、従来の県地域防災計画について、「災害応急対策に関する事業者における事業活動継続の努力」等、必要な箇所を修正</p> <p>2  (1) 改正対法等において、一定期間滞在する避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設・場所を「指定緊急避難場所」としてあらかじめ指定するよう規定されたことを踏まえ、修正</p>

修正年月	国の動向等	主な修正概要等	修正内容
平成25年度（平成26年2月修正）		<p>(2) 安全確保措置(風水害編のみ)</p> <p>(3) 避難勧告・避難指示に関する市町村への助言(津波編, 風水害編のみ)</p> <p>(4) 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>3 被災者保護対策の改善</p> <p>(1) 指定避難所の指定</p> <p>(2) 被災者の運送の要請</p> <p>(3) 避難所における生活環境の整備等</p> <p>(4) 安否情報の提供</p> <p>(5) 罹災証明書の公布</p> <p>(6) 被災者台帳の作成</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 「要配慮者」「避難行動要支援者」</p> <p>(2) 各機関の役割と業務大綱(津波編, 風水害編のみ)</p> <p>(3) 特別警報</p> <p>(4) 男女共同参画の視点</p> <p>(5) 多様な主体の参画による水防体制の充実(風水害編のみ)</p> <p>(6) 大規模火山災害対策の強化(風水害編のみ)</p> <p>(7) 広域防災拠点の整備</p>	<p>(2) 改正対法等において、一定の安全が確保された屋内に留まる避難行動である「屋内での待避等の安全確保措置」が位置づけられたことを踏まえて追加</p> <p>(3) 改正対法等において、市町村長の適時適切な避難指示等の発令を支援するために国・県からの市町村に助言を行う規定が整備されたことを踏まえて追加</p> <p>(4) 改正対法等において、高齢者や障害者など特に配慮を要する者のうち避難について特に支援を要する者に関する名簿の作成及び利用制度が創設されたことを踏まえて追加</p> <p>3</p> <p>(1) 改正対法等において、生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を「指定避難所」としてあらかじめ指定するよう規定されたことを踏まえて修正</p> <p>(2) 改正対法等において、円滑な避難実施のため、指定公共機関等(運送事業者)に対し、被災者の運送を要請する規定が整備されたことを踏まえて追加</p> <p>(3) 改正対法等において、避難所の環境整備及び避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮が努力義務化されたことを踏まえて修正</p> <p>(4) 改正対法等において、被災自治体において安否情報の回答が可能となるよう法的根拠が明確化されたことを踏まえて追加</p> <p>(5) 改正対法等において、罹災証明書が遅滞なく被災者に交付されるよう法的根拠が設けられたことを踏まえて修正</p> <p>(6) 改正対法等において、個々の被災者の被害状況や支援状況等を一元的に集約した「被災者台帳」の作成制度が創設されたことを踏まえて追加</p> <p>4</p> <p>(1) 改正対法等において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と規定されたことを踏まえ、従来の「災害時要援護者」の用語を修正</p> <p>(2) 各防災関係機関において、防災業務計画の見直しが行われたものについて、反映</p> <p>(3) 平成25年5月改正の気象業務法において、従来の「警報」の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まった場合に発表される「特別警報」が新たに規定されたことを踏まえて修正</p> <p>(4) 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年5月・内閣府)を踏まえ、避難所運営への女性参画推進など、必要に応じて修正</p> <p>(5) 平成25年6月改正の水防法において、水防計画に基づく河川管理者への水防への協力、浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等における自主的な避難確保・浸水防止の取組の促進、水防協力団体の指定対象拡大等が規定されたことを踏まえて修正</p> <p>(6) 平成25年5月に広域的な火山防災対策に係る検討会が公表した「大規模火山災害対策への提言」において、国と自治体が協力して取り組むべき事項として、大規模火山災害に備えた監視観測・調査研究体制と人材の育成などが提言されたことを踏まえて追加</p> <p>(7) 交通輸送上の利便性、基幹災害拠点病院等の近接性などを考慮した上での広域防災拠点の整備について、現在の施策を踏まえて追加</p>
平成26年度（平成27年2月修正）	<p>H26.9 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</p> <p>○ H26.11 土砂災害防止法改正</p> <p>○ H26.11 災害対策基本法改正</p> <p>○ H26.11 防災基本計画の修正</p>	<p>(地震災害対策編, 津波災害対策編, 風水害等災害対策編)</p> <p>1 災害対策基本法の一部改正及び防災基本計画の修正</p> <p>(1) 緊急通行車両の通行ルート確保のための放置車両対策</p> <p>2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの反映</p> <p>(1) 避難行動の考え方に関する定義</p> <p>3 県の防災施策の反映</p> <p>(1) 広域防災拠点の位置づけの明記、圏域防災拠点の選定の反映</p> <p>(2) 北海道・東北8道県相互応援協定の改正</p>	<p>1</p> <p>(1) 平成26年11月改正の災害対策基本法が根拠規定となって、平成26年11月修正の防災基本計画において、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令、また運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動することが可能となったことを踏まえ、現在の県地域防災計画の「災害応急対策」について、必要な箇所を修正</p> <p>2</p> <p>(1) 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。 )において、避難に関する考え方が改めて整理されたことを踏まえ、「避難の原則」と「避難勧告等の対象とする避難行動」について新たに定義</p> <p>3</p> <p>(1) 各防災拠点等の整備・充実について、県の防災施策の動向に合わせて、表現の適正化を図り、修正</p> <p>イ 広域防災拠点: 市町村の防災活動の円滑な実施を協力を支援するため、応援部隊や物資の集配送などの広域活動拠点として、県が整備を図る。</p> <p>ロ 圏域防災拠点: 広域防災拠点及び市町村地域防災拠点と相互に補完・連携しながら、応援部隊や物資の集配送などの活動拠点として県域内の市町村を支援するとともに、必要に応じ他圏域への支援も行う活動拠点を圏域ごとに確保する。</p> <p>ハ 地域防災拠点: 応援部隊の終結場所や物資の集積配送拠点等として市町村が設置する</p> <p>(2) 全国知事会での「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」の改正を受け、「北海道・東北8道県相互応援協定」について平成26年10月に改正したものであり、之までの「広域調整道県」から更に役割を拡大した「カバー(支援)県」を各道県ごとに設置することなどの改正内容に合わせ、必要な箇所を修正</p>

修正年月	国の動向等	主な修正概要等	修正内容
平成26年度（平成27年2月修正）		<p>(3) 日本フランチャイズチェーン協会加盟企業との新たな協定締結</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 各種指定公共機関・指定地方公共機関の追加等</p>	<p>(3) 災害時に帰宅困難者に対して飲料水・トイレ・交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションを確保するため、(一社)日本フランチャイズチェーン協会に加盟するセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなど企業13社及び仙台市と平成26年8月に協定を締結したことを踏まえ、表現を修正</p> <p>4</p> <p>(1) 新たに指定された機関等について追加を行うとともに、機関毎の列挙を改め、表形式に整理</p>
		<p>(津波災害対策編)</p> <p>1 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの反映</p> <p>(1) 「避難指示」の発令</p>	<p>1</p> <p>(1) ガイドラインにおいて、津波にあっては一刻も早い避難が必要であり、基本的に「避難準備情報」「避難勧告」を発令せず「避難指示」のみ発令する考え方が示されたことを踏まえ、発令に関する記述を修正</p>
		<p>(風水害等災害対策編)</p> <p>1 土砂災害防止の一部改正の反映</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の指定を促進させるための基礎調査結果の公表</p> <p>(2) 市町村地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示</p> <p>2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの反映</p> <p>(1) 避難勧告等の判断基準の設定等</p>	<p>1</p> <p>(1) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の一部改正が行われ、住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に基礎調査の結果を公表することを義務付けしたことを踏まえて追加。</p> <p>(2) 避難体制の充実・強化を図るため、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項等を定めることが規定されたことを踏まえて追加</p> <p>2</p> <p>(1) ガイドラインにおいて、避難勧告等の判断基準をわかりやすく設定したことを踏まえ、避難勧告等を行う具体的な発令基準及び伝達方法を設定する際には、ガイドラインを参考とすることについて規定</p>
平成27年度（平成28年2月修正）	<p>○ H27.7 防災基本計画の修正</p> <p>○ H27.8 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</p>	<p>(地震災害対策編, 津波災害対策編, 風水害等災害対策編)</p> <p>1 防災基本計画の修正の反映</p> <p>(1) 最近の土砂災害の教訓を踏まえた土砂災害への対策の強化</p> <p>イ 避難準備情報の活用(津波編, 風水害編のみ)</p> <p>ロ 適時適切な避難行動等</p> <p>(2) 最近の災害対応を踏まえた運用の改善</p> <p>イ 実動組織間の調整</p> <p>ロ 重要情報の集約・調整</p> <p>2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの反映</p> <p>(1) 避難準備情報の活用(津波編, 風水害編)</p>	<p>1</p> <p>(1)</p> <p>イ 災害による被害軽減のため、高齢者・障害者等の避難行動要支援者の迅速な避難や、被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを目的に避難準備情報を発令することが明記されたため、必要な箇所を修正</p> <p>ロ 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきであること、また、指定緊急避難場所は災害種別毎に指定されており、避難する際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択するよう、住民等への周知徹底に努めることが明記されたため、必要な箇所を修正</p> <p>(2)</p> <p>イ 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊等の部隊は必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア、内容、手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うことについて明記されたため、必要な箇所を修正</p> <p>ロ 人的被害の数(死者・行方不明者数)について、都道府県が関係機関から情報を収集し一元的に集約、調整を行うこと、また関係機関と連携し整理・突合・精査を行い直ちに消防庁へ報告することが規定されたため、関係する箇所を修正</p> <p>2</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域・危険箇所等に居住する住民に対し、避難準備情報の段階から自発的に避難を開始することを推奨。また、高潮災害を対象とした避難準備情報の発令の考え方が新設されたため、必要な箇所を修正</p>
		<p>(風水害等災害対策編)</p> <p>1 防災基本計画の修正の反映</p> <p>(1) 最近の土砂災害の教訓を踏まえた土砂災害への対策の強化</p> <p>イ 土砂災害の危険性のある区域の明示</p> <p>ロ 土砂災害警戒情報の活用</p> <p>(2) 火山災害への対策の強化</p> <p>イ 火山防災情報の伝達体制の強化</p> <p>ロ 火山防災教育や火山に関する知識の普及</p>	<p>1</p> <p>(1)</p> <p>イ 県に対して土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するとともに、必要な基礎調査を完了させる実施目標の設定及び国に対する進捗状況の定期的な報告を行うことが規定されたため、必要な箇所を修正</p> <p>ロ 土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等が発令することを基本とした発令基準を設定することが明記されたため、必要な箇所を修正</p> <p>(2)</p> <p>イ 登山者への伝達をより確実にするため、サイレン、登山口等における掲示など地域の状況を踏まえた情報伝達手段の多様化及び噴火警戒レベルの引き上げ、引き下げの基準について、科学的知見に基づく精査を実施し、火山防災協議会と事前に調整した上で公表することが明記されたため、必要な箇所を修正</p> <p>ロ 観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るとともに、火山ハザードマップや防災マップを活用して火山災害の履歴について知識の普及を図ることについて明記されたため、必要な箇所を修正</p>

修正 年月	国の動向等	主な修正概要等	修正内容
(平成27年度 2月修正)		<p>2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの反映</p> <p>(1) 避難場所・避難行動</p> <p>(2) 土砂災害を対象とした避難勧告等の発令</p> <p>3 火山防災対策の反映</p> <p>(1) 噴火速報</p> <p>(2) 降灰予報</p>	<p>2</p> <p>(1) 避難場所を避難準備情報の発令段階から開設し始め、避難勧告発令までに開設を完了させることが推奨されるとともに、避難勧告の発令基準を満たした場合、避難場所の開設を終えていなくとも避難勧告を発令することが明記されたため、必要な箇所を修正</p> <p>(2) 市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、発令対象地域をできるだけ絞り込むことが明記されたため、必要な箇所を修正</p> <p>3</p> <p>(1) 迅速に噴火の発生事実を伝え、登山客等に対して身を守ることを促す噴火速報が、平成27年8月に運用開始されたことに伴い、新たに位置づけを行う</p> <p>(2) 降灰予報について、定期的に発表される「定時」、噴火直後に発表される「速報」及び制度の高い「詳細」の3つが新たに運用されることに伴い、必要な箇所を修正</p>
平成28年度 (平成29年2月修正)	<p>○ H27.12 活火山特別措置法施行</p> <p>○ H28.2 防災基本計画修正</p> <p>○ H28.5 防災基本計画修正</p>	<p>(地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編)</p> <p>1 防災基本計画の修正の反映</p> <p>(1) 関連法令の一部改正等の制度改革を踏まえた防災対策の強化</p> <p>イ 水防法等の一部改正の反映</p> <p>ロ 廃棄物処理法・災害対策基本法の一部改正の反映</p> <p>(2) 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善等</p> <p>イ 地方公共団体における業務継続計画野策定に係る重要な要素の明確化</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 避難所における愛護動物の対策</p> <p>(2) 指定地方公共機関の追加</p> <p>(3) 仙台空港の民営化</p> <p>(津波災害対策編)</p> <p>1 防災基本計画の修正の反映</p> <p>(1) 企業等の避難確保計画・避難訓練</p> <p>(風水害等災害対策編)</p> <p>1 防災基本計画の修正の反映</p> <p>(1) 活火山法の改正に伴う火山防災協議会の設置等</p> <p>(2) 火山防災協議会における協議事項等</p> <p>(3) 火山災害の要因</p>	<p>1</p> <p>(1)</p> <p>イ 下水道管理者の役割として、民間事業者等との協定締結などにより発災後の下水道施設の維持又は修繕に努めること、また、災害発生後の下水道機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めること等が明記されたため、必要な箇所を修正</p> <p>ロ 仮置き場の確保や災害廃棄物の処理体制、民間事業者との連携のあり方等、災害廃棄物処理計画の中で具体的に示すことが明記されたため、必要な箇所を修正</p> <p>(2)</p> <p>イ 業務継続計画を策定するに当たって、重要な6要素(首長不在時の代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理)が明記されたため、必要な箇所を修正</p> <p>2</p> <p>(1) 避難所におけるペットの取り扱いについて、衛生面に配慮しながらも、可能な限り同行避難者の受入体制を整備するとともに、平常時から、飼い主に対して同行避難の必要性や避難所での適切な飼育管理について普及啓発を行う旨を明記</p> <p>(2) 新たに指定地方公共機関に指定された機関について、防災機関の業務大綱に新たに明記</p> <p>(3) 平成28年7月より民営化された仙台空港について、東京航空局仙台空港事務所と民営化により仙台空港の管理者となった仙台国際空港株式会社の災害時等における役割を整理</p> <p>1</p> <p>(1) 市町村地域防災計画で名称等を定められた地下街や防災上の配慮を要する者が利用する施設等の管理者は、必要な事項を定めた避難確保計画を作成・公表し、計画に基づく避難訓練を実施すること、作成した避難確保計画及び訓練の実施結果を市町村長に報告することが明記されたため、必要な箇所を修正</p> <p>1</p> <p>(1) 火山災害警戒地域の指定があった際の火山防災協議会の設置、地域防災計画において定めるべき事項のほか、市町村が避難促進施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施への助言又は勧告等を行うこと、火山災害発生時における情報の伝達などが防災基本計画に明記されたことから、必要な箇所を修正</p> <p>(2) 設置した火山防災協議会の規約に基づき、協議会の協議事項、市町村の作成する避難計画、集客施設の作成する避難確保計画に定めるべき事項について、明記</p> <p>(3) 火山活動に伴って生じる災害について、噴石や火砕流等、予想される現象と警戒すべき被害について、新たに定義</p>
(平成30年2月修正)	<p>○ H29.1 避難勧告等に関するガイドラインの改正</p> <p>○ H29.4 防災基本計画の修正</p> <p>○ H29.6 水防法の一部改正の施行</p> <p>○ H29.10 宮城県津波対策ガイドライン改定</p>	<p>(地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編)</p> <p>1 防災基本計画の修正の反映</p> <p>(1) 「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援検討WG報告」等を踏まえた修正</p> <p>イ 応急的な住まいの確保や生活復興支援</p> <p>(2) 「平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方(報告)」等を踏まえた修正</p> <p>イ 災害時の優先業務の絞り込み、全庁を挙げた体制の構築</p> <p>(3) その他の最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正</p> <p>イ 港湾管理者及び漁港管理者による緊急通行車両の確保</p>	<p>1</p> <p>(1)</p> <p>イ 熊本地震での教訓を踏まえ、防災基本計画において住家の被害認定調査や罹災証明書の交付を行う部局をあらかじめ定めること、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めること等が示されたため、必要な箇所を修正</p> <p>(2)</p> <p>イ 台風第10号災害の教訓を踏まえ、防災基本計画において、市町村が躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平時より災害時に優先すべき業務の絞り込み、業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるべきことが示されたため、必要な箇所を修正</p> <p>(3)</p> <p>イ 災害対策基本法に基づき、防災基本計画において、緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者への命令、運転者不在時の車両の移動等、道路管理者の行う緊急通行車両の通行を確保するための措置について、港湾管理者、漁港管理者についても行うことができることが示されたため、必要な箇所を修正</p>

修正年月	国の動向等	主な修正概要等	修正内容
平成29年度（平成30年2月修正）		<p>(津波災害対策編)</p> <p>1 避難勧告等に関するガイドライン改定等の反映  (1) 避難勧告等の発令基準等の改正</p> <p>(2) 津波避難ビルの指定要件等の改正</p> <p>(3) 地域の住民等に配慮したハザードマップの作成</p>	<p>1</p> <p>(1) 国の「避難勧告等に関するガイドライン」を反映した避難勧告等の発令基準について、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的に避難指示(緊急)のみを発令すること、避難指示(緊急)の発令対象地域については、大津波警報、津波警報、津波注意報で発表される予想津波高に応じて指定する、の2点を修正</p> <p>(2) 津波避難ビルの構造等の指定要件等について、必要な箇所を修正</p> <p>(3) 津波ハザードマップの作成について、住民等の生活範囲などを考慮した市町村界の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示等、必要な箇所を修正</p>
		<p>(風水害等災害対策編)</p> <p>1 防災基本計画の修正の反映  (1) その他河川の浸水想定に関する情報</p> <p>2 水防法や土砂災害防止法の改正の反映  (1) 避難確保計画の作成</p> <p>(2) 避難確保計画作成を促す市町村の措置</p> <p>3 その他の修正  (1) 農業用ため池のハザードマップ策定支援</p>	<p>1</p> <p>(1) 洪水予報河川、水位周知河川に該当しないその他の河川であっても、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて市町村等へ浸水想定情報を提供しよう努める旨が示されたため、必</p> <p>2</p> <p>(1) 洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市町村の地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の避難確保計画の作成を義務化及びその計画に基づいた避難訓練の実施を義務化する規定が新設されたことに伴い、必要な記述を追記</p> <p>(2) 避難確保計画を作成する義務のある要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を策定しない場合、市町村は施設に対して必要な指示を行い、指示に従わない場合には、施設名を公表することができる規定が新設されたことに伴い、必要な記述を追記</p> <p>3</p> <p>(1) 新たに市町村、施設管理者に対して、防災重点ため池のハザードマップ作成や公表に向けた支援を実施することに伴い、必要な記述を追記</p>